

第9回 建設厚生委員会記録

1 日 時 令和2年12月10日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長	小 嶋 正 彰	委 員	関 根 正 明
-------	---------	-----	---------

副 委 員 長	太 田 紀 己 代	〃	宮 澤 一 照
---------	-----------	---	---------

委 員	丸 山 政 男	〃	横 尾 祐 子
-----	---------	---	---------

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説明員 4名

副 市 長	西 澤 澄 男	福 祉 介 護 課 長	岡 田 雅 美
-------	---------	-------------	---------

建 設 課 長	渡 部 雅 一	健 康 保 険 課 長	今 井 一 彦
---------	---------	-------------	---------

8 事務局員 2名

局 長	築 田 和 志	主 査	霜 鳥 一 貴
-----	---------	-----	---------

9 件 名

議案第79号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第80号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第87号 指定管理者の指定について(朝日町住宅)

議案第88号 指定管理者の指定について(妙高市いきいきプラザ)

議案第89号 指定管理者の指定について(妙高高原ふれあい会館)

議案第90号 指定管理者の指定について(妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里)

議案第91号 指定管理者の指定について(妙高市 地域密着型高齢者支援ホーム)

議案第92号 指定管理者の指定について(新井ふれあい会館及び新井市民の広場)

議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第10号)のうち当委員会所管事項

議案第103号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 令和2年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長(小嶋正彰) ただいまから建設厚生委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第79号及び議案第80号の条例改正2件、議案第87号から議案第92号の指定管理者の指定6件、議案第102号の所管事項及び議案第103号から議案第105号の補正予算4件の合計12件であります。

議案第79号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 最初に、議案第79号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第79号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和3年1月1日から施行される租税特別措置法等の改正により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに伴い、介護保険料の延滞金についても同様の取扱いとするため、改正するものであります。

議案第79号参考を御覧ください。具体的に申し上げますと、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合」に改正するものであります。

なお、延滞金の計算方法、割合につきましては変更はありません。

施行日につきましては、改正後の租税特別措置法等が施行される日と同じ令和3年1月1日としております。

以上、議案第79号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第79号に対する質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第79号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第80号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第80号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年1月1日から施行される租税特別措置法等の改正に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の基準となる「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更されることから、条例附則第3条を改正するものであります。

なお、本改正の内容に伴う延滞金の計算方法や割合に変更はありません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第80号に対する質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第80号 妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第87号 指定管理者の指定について（朝日町住宅）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第87号 指定管理者の指定について（朝日町住宅）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第87号 指定管理者の指定について（朝日町住宅）を御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末をもって指定管理者の指定期間が終了する朝日町住宅について、引き続き指定管理者による管理を行いたいため、公募を行った結果、現行の指定管理者であります株式会社リビングギャラリー1社から応募がございました。審査の結果、指定管理者として、効率的かつ安定した管理を行う能力を有すると判断したことから、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、新たな指定期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第87号に対する質疑を行います。

○関根委員（関根正明） 29、30と満室状態だったんですが、令和元年度になって2室空いているという形になっておりますが、その辺の理由等お分かりでしたら。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 当住宅に住まわれている方は、企業等に勤められている方もいらっしゃいますので、企業の転勤、異動に伴って、空室が生じているものでございます。現在指定管理者のほうでも、募集をかけておりますので、空室については随時また埋まっていくものと考えております。

○委員長（小嶋正彰） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第87号 指定管理者の指定について（朝日町住宅）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号 指定管理者の指定について（妙高市いきいきプラザ）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第88号 指定管理者の指定について（妙高市いきいきプラザ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第88号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって指定期間が完了となる妙高市いきいきプラザの指定管理者について、引き続き指定管理者による管理を行わせるため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に社会福祉法人妙高市社会福祉協議会を指定するものとし、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第88号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） これも29年から令和元年度まで、毎年1割ぐらいずつ利用者が増えておりますが、収入がほぼ同じで、令和元年度に関しては支出が減っているという状況なんです、その辺の理由がお分かりでしたら。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

利用者が増えている理由でございますが、昨年度でいいますと、このいきいきプラザを会場にですね、じょうえつバル街の新井エリアの主な会場だったということで、人数のほうは増えております。収入額につきましては、もともとこの施設の性格上、例えば高齢者の方がお使いになられたりする場合には、ほとんどが減免ということで、そういったことで、利用者が特殊な要素で増える場合があるんですが、収入については、それほど大きく変わっていないというところです。

あと支出額が減ったのは、3月にコロナの影響で閉館といたしますか、利用できなくなった状況があって、その辺で指定管理者のほうで努力といたしますか、工面したことでちょっと減っているのかなというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第88号 指定管理者の指定について（妙高市いきいきプラザ）は、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 指定管理者の指定について（妙高高原ふれあい会館）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第89号 指定管理者の指定について（妙高高原ふれあい会館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第89号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって指定期間が満了となる妙高高原ふれあい会館の指定管理者について、引き続き指定管理者により管理を行わせるため、条例に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に大字関川振興協議会を指定するものとし、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第89号に対する質疑を行います。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと確認なんですけれども、このふれあい会館の利用人数が平成30年がこれ3万3211人ということだと思うんですね。令和元年度は2万9473人じゃないですか。ですけれども、その収入額というのが人数が減ったにもかかわらず若干増えておりますよね。この理由は何でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

入浴料につきまして、市内と市外で料金が異なっておりまして、若干市外の方の利用が増えているということで、収入のほうが増えているというように聞いております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 市外は、どれぐらいの伸び率なのでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません。今ちょっと手元の資料で見ると、30年度と元年とは、若干すみません、元年度のほうがちよっと減っているような状況ではあるんです。合わないですね。すみません、ちょっと後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちなみに、支出が1647万7000円ということですよ、これ。結構多いと思うんですけども、その辺の理由は何ですか。30年に比べて、いわゆる要するに平成30年の利用から、令和元年は要するに2万9473人じゃないですか。少なくなっていますよね。でも、支出というのが結構多いですよ。その理由というのは何なんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を続けます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません、お答えいたします。

増えた分につきましては、まず諸経費分ということで、人件費の高騰分が上がった分があるのと、あと消費税分、それとですね、6月議会でちょっとお話ししたとおり税金、消費税の関係ございますので、その支払いをしているという都合上増えているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） ほかにいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第89号 指定管理者の指定について（妙高高原ふれあい会館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 指定管理者の指定について（妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第90号 指定管理者の指定について（妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第90号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって、指定期間が満了となる妙高市高齢者生活福祉センター「妙高の里」の指定管理者について、引き続き指定管理者により管理を行わせるため、条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に社会福祉法人新井頸南福祉会を指定するものとし、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第90号に対する質疑を行います。

丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） これ以前に冬期間に利用する方がいらっしゃったんですが、現在は冬季利用されるという方はいらっしゃいますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 現在も冬季に限らず一年中一応使えるような施設であります。最近は冬の間で、ちなみに現時点で6名の方が利用される予定になっております。

○委員長（小嶋正彰） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第90号 指定管理者の指定について（妙高市高齢者生活福祉センター 妙高の里）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市地域密着型高齢者支援ホーム）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市地域密着型高齢者支援ホーム）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第91号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって、指定期間が満了となる妙高市地域密着型高齢者支援ホームの指定管理者について、引き続き指定管理者による管理を行わせるため、条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に特定非営利活動法人いきいき・長沢を指定するものとし、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第91号に対する質疑を行います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市地域密着型高齢者支援ホーム）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 指定管理者の指定について（新井ふれあい会館及び新井市民の広場）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第92号 指定管理者の指定について（新井ふれあい会館及び新井市民の広場）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第92号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって指定期間が満了となる新井ふれあい会館及び新井市民の広場の指定管理者について、引き続き指定管理者による管理を行わせるため、条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、これまでと同様に公益財団法人妙高文化振興事業団を指定するものとし、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第92号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） この中で、収入の中で市が払っている指定管理料とあと本人負担分といえますか、使用料で収入になっているんですね。その内訳をもし、どの程度の。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

令和元年度でいいますと、いわゆる利用者による収入額が全体で2680万4000円、そのうち利用料収入が402万6000円、総合管理委託料が2277万8000円で2680万4000円、それに対する施設管理費といたしまして、2578万6000円となっております、差引きで収支で約1万8000円が一応プラスというふうになっております。

○委員長（小嶋正彰） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第92号 指定管理者の指定について（新井ふれあい会館及び新井市民の広場）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち、建設課所管分について御説明申し上げます。

27ページを御覧ください。上段の8款2項1目道路橋梁総務費の道路橋梁総務費負担金は、新潟県妙高砂防事務所が平成30年度から土砂災害の未然防止を図るため、崩壊が懸念される猿橋地内相久保地区で実施しております急傾斜地崩壊防止事業に対する負担金であります。本事業は5か年計画であります、事業の早期完了を図るため、事業費が増額となったことから、これに伴う市負担金を増額補正したいものであります。なお、事業完了は令和4

年度から1年短縮され、令和3年度の予定となっております。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。戻りまして、5ページを御覧ください。第2表、上段の道路管理工事費は、年間を通した切れ目のない工事発注と施工時期の平準化を目的に、新年度の予算措置で行う工事の一部について、今年度中に入札及び契約を締結したいことから、債務負担行為を設定し、市道東長森横町線ほか6路線の舗装修繕工事を行いたいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課分について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。14、15ページをお開きください。中段2款1項12目新井ふれあい会館費の総合管理業務委託料123万4000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年3月から5月まで貸し館を停止したほか、貸し館再開後も市民活動等の自粛の影響により、利用料収入が当初見込みを大きく下回っていることから、基本協定書に基づき指定管理者と協議した結果、利用料の減収分について、総合管理業務委託料の増額を行うものであります。

その下の2款1項19目諸費の令和元年度特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業、県補助金精算返納金40万4000円は、新型コロナウイルス拡大に伴う臨時休校により増加した放課後等デイサービスの令和2年3月サービス利用分について、県補助金が確定したことから、精算返納を行うものであります。

18、19ページをお開きください。上段の3款1項1目社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金27万3000円の減額は、国の人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴う職員人件費を調整するため、介護保険特別会計繰出金の減額を行うものであります。

その下の3款1項4目心身障がい者福祉費の障がい者在宅介護システム改修委託料107万2000円は、令和3年4月に予定されている障害福祉サービス費の報酬改定に伴い、障がい者情報や給付管理を行っている在宅介護システムの改修が必要なことから、委託料の増額を行うものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。お戻りいただきまして、10ページ、11ページをお開きください。上段の16款2項2目民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金46万5000円は、先ほど歳出で御説明申し上げました、システム改修委託料に対する国の補助金であります。

以上で福祉介護課の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。14、15ページを御覧ください。中段2款1項19目22節償還金利子及び割引料のうち、精算返納金の健康保険課分11万円は、令和元年度母子保健情報システム改修事業国庫補助金が確定したことに伴い、精算返納したいものであります。

次に、18、19ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金396万6000円の減額は、人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

その下3目老人福祉費の後期高齢者医療運営事業116万1000円の増額は、令和3年度以降に予定されている税制改正に向けた後期高齢者医療業務システムの改修費を補正するもの並びに人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。戻りまして、10、11ページを御覧ください。17款1項1目5節保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療における低所得者への保険料軽減措置として、県から交付された負担金であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第102号に対する質疑を行います。

委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 債務負担行為の関係でですね、道路管理工事費、工事の早期発注ということだそうですが、非常に道路傷んでいるところも随分ありまして、要望もですね、随分上がっているんじゃないかなというふうに思います。一方では、市民からは早期の補修工事をしてきてありがたいというような感謝の声も届いているということで、私どももありがたく思っているところであります。今回のですね、修繕6路線だそうですけども、要望というのはどのくらい上がっていて、それに対してですね、どのくらいの対応ができているのか、そこら辺お願いしたいと思いますが。

○副委員長（太田紀己代） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 年間を通した要望件数、具体的な要望件数は今手元に資料ございませんが、要望が出てきた箇所については、現地検分等を行いまして、それで優先順位をつけて工事のほうにかかっております。多くの場合が継続路線にもなりますので、2か年、3か年にわたって工事をする中で、また新たな要望が出てきた箇所につきましては、新規路線として取り扱うということにさせていただいております。今回の債務負担をお願いいたします7路線につきましても、新規路線が2路線、それから継続路線が5路線となっております、これは全て地域の要望箇所でございます。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ありがとうございます。これからの時代ですね、SDGsと言われているように、持続可能な社会ということでですね、やっぱりあるものを大事に使っていくということがこれからの社会の在り方じゃないかなというふうに思います。そういう面ではですね、早期の修繕、補修、こういったものをきちっとやっていただくことが大事かというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） 委員長、交代します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第103号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第103号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第103号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。上段1款1項1目一般管理費、国保運営事業（一般管理費）396万6000円の減額は、職員の異動及び人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

その下から特13ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に対する国庫補助金等の財源措置に伴う予算の財源調整を行うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、特8、9ページを御覧ください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の716万4000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額について補正するものであります。

続く3款1項2目1節災害等臨時特例補助金429万8000円、4款1項1目2節特別交付金286万6000円の増額は、先ほど御説明いたしました税の減免に対する補助金等であります。

6款1項1目2節その他一般会計繰入金の396万6000円の減額は、歳出で御説明いたしました給与改定等に伴う人件費に関する繰入金を調整するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第103号に対する質疑を行います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第103号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 令和2年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第104号 令和2年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第104号 令和2年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の22万3000円の減額は、国の人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

次に、1款2項1目徴収費の119万9000円の増額は、令和3年度以降に予定されている税制改正に向けた後期高齢者医療業務システムの改修費を補正するものであります。

その下の2款1項1目広域連合納付金の42万4000円の増額は、低所得者への保険料軽減措置として、県広域連合へ納付する保険基盤安定負担金であり、県広域連合から当初示された軽減対象者の見込者数よりも実績が上回ることから、不足分を補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、特8、9ページを御覧ください。3款1項1目1節保険基盤安定繰入金金の42万4000円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました低所得者への保険料軽減措置として、県広域連合へ納付する保険基盤安定負担金について、一般会計繰入金で補正するものであります。

次に、3款1項1目2節事務費繰入金金の73万7000円の増額は、国の人事院勧告に準じた職員の給与改定等に伴う人件費分の調整並びに後期高齢者医療業務システムの改修費に係る額について、一般会計繰入金で補正するものであります。

その下の6款1項1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の23万9000円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療業務システムの改修費について、国からの補助金を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第104号に対する質疑を行います。いいですか。

丸山委員。

○丸山委員（丸山政男） これちょっと先のほうになるんですが、最近高齢者に対する2割負担という問題が持ち上がっております。これによってもし変わるのであれば、今度次年度に予算編成ちょっと変わるんじゃないかなと思うんですが、その辺の感触をもし分かたらお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

今ほどの質問でございますが、今国政レベルにおきまして、後期高齢者の2割負担の問題が議論されております。収入の基準及びその施行時期ということですが、まだ未確定でございますので、当市の予算には今のところどのような影響が出るか判明しておりません。

○委員長（小嶋正彰） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第104号 令和2年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の予算内容は、大きく分けて2点ございます。1点目が令和3年4月からの介護報酬改定等に向けたシステム改修にかかる費用、2点目が国の人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴い、職員人件費を調整するものであります。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。1款1項1目の一般管理費のうち、市が保険者として行う介護保険事務処理のためのシステム改修委託料257万4000円と、次ページの特12、13ページの3款3項1目の包括的支援事業のうち、一番下の地域包括支援センター業務システム改修委託料25万6000円がシステム改修にかかる費用であります。

また戻りまして、特11ページの1款1項1目の上段、一般管理費のうちシステム改修委託料を除いた27万7000円の減額と、その下の3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業の45万6000円の増額、さらにその下の3款2項1目の一般介護予防事業の366万3000円の減額、次ページの特13ページの中段、3款3項1目の包括的支援事業のうちシステム改修委託料を除いた計484万7000円の減額、これらについては国の人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う職員人件費を調整したいものであります。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして、特8、9ページを御覧ください。上段の3款2項3目介護保険事務処理システム改修補助金は、システムの改修費用に対する国の補助金であります。これ以外の歳入につきましては、先ほど歳出で説明させていただきました職員人件費に対する国・県支出金や繰入金等の調整に係るものであります。

以上、議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第105号に対する質疑を行います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第105号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査が全て終了しました。

閉会中の所管事務調査について

○委員長（小嶋正彰） 次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査について、調査実施の申入れ期限となっていた昨日までに、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出ないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については申し出ないことに決定されました。

○委員長（小嶋正彰） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもちまして建設厚生委員会を散会します。ご苦労さまでした。

散会 午前10時47分